

結婚支援事業PR動画制作・プロモーション業務委託仕様書

第1 委託業務名

結婚支援事業PR動画制作・プロモーション業務委託

第2 委託業務の目的

県では、「ぎふマリッジサポートセンター」（以下「マリサポ」という。）を拠点とし、結婚支援事業を展開しているが県民への認知度が低いことが課題となっている。

そこで、県が行う結婚支援事業に係るPR動画を新たに制作、プロモーションを行うことで、独身者にマリサポの認知度を高め、マリサポの会員数を増加させるとともに、県内の結婚に対する機運の醸成を図る。

第3 業務を委託する期間

契約の日から令和6年3月31日までの間とする。

第4 委託業務の内容

本業務を受託した者（以下「受託者」という。）は、以下の業務を行うこと。

1 結婚支援事業PR動画制作業務

マリサポを中心とした県の結婚支援事業のPR動画を制作すること。なお、マリサポを利用している人の声を取り入れ、結婚を希望する独身者に対し県の結婚支援事業及び結婚に対するポジティブなイメージを持たせる内容とし、マリサポへの登録を促す内容とすること。

(1) 動画の制作

ア. 企画

- ・「マリサポの利用方法」、「お見合いイベントの紹介」、「マリサポ利用者の岐阜県での結婚生活」の内容を含め、独身者の興味を引き、マリサポへ登録を促す魅力のある内容とすること。
- ・主なターゲットは、結婚を希望する20～30代の独身者とする。

イ. 制作物の内訳

- ・「5分程度の動画」：1本以上
婚活を身近に感じてもらうため、マリサポ利用者のインタビューを取り入れること。
- ・「15秒程度のCM動画」：5本以上
「15秒程度のCM動画」は「5分程度の動画」の素材を活用して制作すること。

ウ. 規格等

- ・WEBサイトやSNSに掲載・配信することを前提とし、パソコンやスマートフォンでも視聴できるものを作成すること。

エ. 取材・撮影・編集

- ・撮影時期は県と協議の上、決定すること。（令和5年8月に県が実施する予定のお見合いイベントは必ず撮影すること。）

- ・お見合いイベントの撮影のため、当該事業に係る受託業者と調整を行うこと。なお、必要に応じて県も含めた打ち合わせを行うこと。

【参考】お見合いイベント及び異業種交流会企画・運営等業務委託

県では令和5年度事業として、県内における結婚に対する機運の醸成を図るため、お見合い会を含めたイベント等の実施について業務委託を行っている。

- ・取材工程や取材許可等の調整は受託者が行うこと。また、業務にかかわる必要な人件費、報償費、旅費、消耗品、事前調査及び事前打ち合わせ業務等にかかる費用は受託者が負担すること。
- ・インタビュー出演者の募集については県で行うが、出演者が集まらなかった場合は、モデルを起用するなどし、撮影ができるよう対応すること。
- ・撮影は、本事業を遂行するにあたり十分な知識と経験を有するスタッフが行うこと。
- ・必要に応じてテロップ、アニメーション、BGM及びナレーションを挿入すること。なお、ナレーションを挿入する場合はナレーターや声優を活用すること。
- ・成果物について、第三者と紛争が生じたときは、受託者の責任と費用負担において解決すること。

オ. 校正等

- ・校正は1つの動画に対して3回程度を基本とするが、校了まで県の要請に応じて校正できる体制を整えること。
- ・動画は令和5年11月中旬を目途に完成させること。

(2) 動画データの納品

ア. 納品形式

- ・DVD-R
- ・パソコンで再生可能な形式（WMV、MP4等）とすること。

イ. 納品場所

岐阜県健康福祉部子ども女性局 子育て支援課 少子化対策係
(岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県庁14階)

(3) 権利処理等

- ・動画に使用する音楽作品等に係る全ての著作権について、受託者自らの責任と負担において必要な措置を講ずること。
- ・前項の受託者の約諾事項について、異議若しくは紛争が生じた場合は、受託者の責任と負担によりこれを処理し、解決すること。
- ・県が動画をマスコミへの提供等の二次利用できるよう必要な権利処理等を行うこと。

(4) 留意事項

- ・事業実施にあたり事前にスケジュールを作成し、県に提出すること。また、県の承認を得ること。

2 CM動画を活用したマリサポのプロモーション業務

制作したCM動画を集客施設等の広報効果が高い場所で放映することや、SNSの動画広告により、マリサポの会員数を増やすためのプロモーションを行うこと。

(1) 集客施設等の広報効果の高い場所での放映

ア. CM動画の放映

- ・主なターゲットである結婚を希望する20～30代の独身者に訴求できる場所を選定し、制作した動画を1カ所以上の場所で放映すること。

イ. 放映期間

- ・CM動画の完成後から、委託期間終了まで（おおよそ4か月間を想定）

ウ. 留意事項

- ・CM動画の放映にあたり事前に放映スケジュールを作成し、県に提出すること。また、県の承認を得ること。

(2) SNS動画広告の出稿

ア. CM動画の配信

- ・主なターゲットである結婚を希望する20～30代の独身者に訴求できるよう、効果的なSNSを選定し、動画広告を出稿すること。

イ. 配信回数・配信対象地域

- ・広告配信によるCM動画の視聴回数は15万回以上とする。
- ・配信対象地域は岐阜県を基本とし、ターゲットに訴求可能な地域とする。

ウ. ターゲットの設定等

- ・20～30代の独身者（可能な限り岐阜県在住、在勤を対象とする。）

エ. 留意事項

- ・広告の概要欄やバナーにて、外部サイトへ誘導するためのリンクを設けること。（外部サイトは県が指定したものとする。）

第5 業務委託実施体制

1 責任者及び担当者の配置

本業務委託の実施について、その進捗を管理する事業実施責任者と各種調整窓口となる業務担当者を各1名配置すること。ただし、必ずしも専任である必要はない。

2 業務の実施計画の提出

契約締結後、速やかに本業務の実施計画（実施内容、スケジュール、実施体制等）を作成し、県に提出すること。また、県の承認を得ること。

3 配信状況の報告

CM動画の配信開始後、毎月の配信状況（年代、地域・圏域等のセグメント別での配信回数、視聴回数等）を分析し、翌月の10日を目途に報告すること。報告内容の詳細については、県と協議の上、決定すること。

4 業務実施状況の報告

県は、必要と認めるときは、委託業務の実施状況について受託者に対し、報告を求めることができる。

第6 提出書類

1 事業計画書の提出

契約締結後速やかに本業務委託のスケジュール及び事業計画書を作成し、県に提出すること。また、県の承認を得ること。

2 委託業務完了届等

委託業務終了後、直ちに委託業務完了届、事業実施報告書を提出すること。

第7 関係書類等の管理・保存

受託者が、委託業務を行うに当たり作成し、又は受領する文書等は、「岐阜県公文書規程」（昭和44年訓令甲第1号）に準じて、適正に管理・保存すること。また、当業務完了時は、県の指示に従い、保管又は県への引き渡しを行うこと。

上記の関係書類は、委託業務終了後も5年間は保存すること。

第8 支払条件等

県は、委託業務完了後、検査した後に本事業に係る経費を支払うものとする。請求額は、第62の事業実施報告書の検査を経て確定された金額とする。

第9 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

受託者は、委託業務の実施に当たり「コンサポ・ぎふ実施要領」及びその他関連する法令等を遵守すること。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。

ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができるものとする。

3 セキュリティ対策

受託者は、各種データ管理を行うに当たり、「岐阜県情報セキュリティ基本方針」、「岐阜県情報セキュリティ対策基準」及び別記1「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。

4 個人情報保護

受託者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記2「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に厳重に注意すること。

5 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。また、本委託業務の履行以外の目的に使用してはならない。このことについては、委託業務終了後であっても同様とする。

万一、受託者の責めに帰す情報漏えいが発生した場合、それによる損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者が自己の責任において処理しなければならない。

受託者の雇用人が、異動、退職等により業務を離れる場合や第三者に業務を一部委託する場合についても、受託者はその者に対して取得した情報を秘匿させなければならない。

また、再（々）委託先においても、受託者と同等の守秘義務を負うものとする。

6 立入検査等

県は事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、または事務所等に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問を行う場合がある。委託業務終了後も同様とし、これにより発生する受託者の経費は受託者の負担とする。

7 著作物の利用

別記3「著作権等取扱特記事項」のとおり取り扱う。

第10 「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく通報義務等

1 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

2 不当介入による履行期間の延長

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長を請求することができる。

第11 業務の継続が困難となった場合の措置について

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の解除ができる。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うこととする。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について両者協議し、一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとする。

第12 その他留意事項

1 原状回復義務

利用施設等への物品等の搬出入、設営等にあたっては、施設を傷つけないよう十分配慮し、必要に応じて保護剤で既設構造物を覆う等の措置を行うとともに、万一、修繕等が必要な状況となった場合は、受託者の責任において対処すること。

2 その他

- ・本業務を行うにあたり、第三者に損害を生じさせた場合、当該第三者に対する損害の賠償の責任を負わなければならない
- ・本仕様書に明示なき事項及び本仕様書により難き事項については、その都度県と協議の上進めることとする。

第13 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号（県庁14階）

岐阜県 健康福祉部 子ども・女性局 子育て支援課 少子化対策係

TEL：058-272-1111（内線3534）

FAX：058-278-2880

電子メールアドレス：c11236@pref.gifu.lg.jp